東久留米市地域福祉計画(第４次改定)策定資料

資料２

現行計画(第３次改定)の振り返り

（審議会及び庁内各課の意見掲載）

１　現行計画(第３次改定)の振り返り（総括）..... 1
２　各事業の進捗状況、これからの課題..... 3
＜基礎情報＞現行計画（第３次改定）の施策体系..... 3
現行計画の振り返り／第４章　新たな支え合いをめざす..... 4
第１節　ネットワークをつなぐコーディネートのしくみづくり..... 4
■1　地域福祉コーディネーター（仮称）の育成..... 4
第２節　地域資源の発見と新たな支え合いの役割を担う地域へ..... 6
現行計画の振り返り／　第５章　地域の福祉課題に対応する..... 8
第１節　「支援付き地域」づくり..... 8
現行計画の振り返り／　第６章　地域福祉を推進する公助の役割..... 10
第１節　利用者本位（一体的で利用しやすい）のサービス提供体制の整備..... 10
■1　相談窓口、コーディネート機能の強化..... 10
■2　権利擁護体制、サービスの質の確保..... 10
第２節　利用者への情報提供の充実..... 12
第３節　在宅療養の推進　在宅で医療を必要とする方の生活を支えるために～. 13
第４節　生活自立支援施策の充実..... 14
■1　自立相談支援事業..... 14
■2　連携に基づく事業推進の視点..... 14
■3　人的支援体制の整備..... 15
第５節　災害時要援護者対策（東久留米市災害時要援護者避難支援計画）の推進 17
第６節　参加と交流の促進..... 19
■1　社会参加の促進..... 19
■2　交流の促進..... 19
第７節　福祉のまちづくりの推進..... 21
＃これからの地域福祉及び計画推進に関するご意見..... 22
3　次期計画（第４次改定）で新設する事項..... 23
＜基礎情報＞地域福祉計画の位置付け、盛り込む内容..... 23

1 現行計画(第3次改定)の振り返り(総括)

現行計画(第 3 次改定)は、前期・中期・後期の 3 つのフェーズで進めました。

フェーズ	振り返り
前期3か年	● 前期期間(H27～29年度)は、地域福祉コーディネーター等の配置、地域福祉課題に対応する「互助」のしくみに向けたモデル地区（弥生）の立ち上げ準備等、概ね計画通りに進めました。
中期3か年	● 中期期間(H30～R2年度)は、コーディネーターの体制整備（社協正規職員化）やキックオフイベント（弥生地区秋まつり）を開催し、前期からのステップアップを図りました。 ● その矢先、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大（パンデミック）により、多くの地域福祉活動や事業が休止・延期を余儀なくされました。 ● 令和2年初頭から数年続くコロナ禍は、経済活動の停滞に伴う生活困窮世帯の増加、外出自粛から孤立やひきこもりにつながるなど様々な生活課題を顕在化させました。 ● 一方で、ひきこもり家族会準備会やフードパントリーが立ち上り、住民同士の新たな互助の取組が始まるきっかけになりました。
後期4か年	● 後期期間(R3～6年度)は、コロナ禍の中で少しずつ事業を再開し、「住みよいまち弥生」の誕生、成年後見制度の体制強化、フードドライブへの支援開始等を行いました。 ● 令和6年度現在は、令和5年の新型コロナウイルス感染症の5類移行を機に、関連事業の推進と再構築に取り組んでいるところです。

（国の動き）

- 国では、少子高齢化や人口減少、地域のつながりの希薄化等の社会情勢を踏まえ、国民の安心した生活を支える新しいビジョンとして、「地域共生社会」の実現を掲げました。
- 近年、「地域共生社会」の実現を目指し、社会福祉法の改正をはじめ、生活困窮者自立支援、子どもの貧困対策、孤独･孤立対策、困難な問題を抱える女性への支援、性的指向やジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解増進（ＬＧＢＴ法)、こども基本法等、数多くの法律が施行されています。

（次期計画策定の視点）

- 多様化・複合化する福祉課題の発見や解決に地域住民とともに取り組む地域づくりを進めるため、様々な法律施行への対応や国の事業創設の活用を踏まえ、既存事業の充実や見直しを行い、次の10年を見据えた新たな取組や必要な仕組みを検討する必要があります。

（参考）次の10年を見据えた新たな取組や必要な仕組みを検討する上で、念頭に置きたい、予想される社会の主な動き

ア　高齢者の増加に伴うフレイル予防[1]、孤立状態からの社会参加や職業的自立の支援、地域生活を希望する障害者やひとり暮らし高齢者の増加に伴う住まいの確保や生活支援、高齢の介護者や本人が意識をしていないヤングケアラーを含むケアラーの支援等、求められる福祉ニーズはさらに複雑化・複合化し、かつ、増加する。

イ　外国人の増加、ジェンダーアイデンティティ[2]や価値観の多様化が進み、様々な背景を持つ一人一人の個性を尊重し、それぞれの違いを認め合う社会の形成が求められる。

ウ　後期高齢者の増加、障害者本人や家族の高齢化に伴い、本人の権利擁護の取組や成年後見を必要とするケースが増える。

エ　人生100年時代を迎え、年齢に関係なく、地域や社会のために活動する意欲のある人が活躍できる機会が求められる。また、地域共生社会の実現の観点からも、子ども、若者、高齢者、障害者、外国人等が活躍の場を地域で広げることが期待される。

オ　地域には社会的に孤立する人や支援を利用しない人もいる。しかし、誰かが見守り続け、つながる機会を逃さない仕組みが求められる。

カ　災害時に備えて、日頃から顔の見える関係づくり、住民主体の避難所運営、避難生活に必要な配慮等、身近な地域だからこそできる災害対策が求められる。

キ　重層的支援体制整備事業の制度を踏まえ、従来の取組を活かしつつ、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の各取組を一体的に推進していく方法を検討していく必要がある。

ク　コロナ禍の「効果」として急速に普及したデジタルの力を、様々な分野で効果的に活用していくことが期待される。

ケ　団体自身が自ら活動資金を調達し、社会貢献を行う団体も増えている。そうした団体と自治会や行政がゆるやかにつながる関係づくりが期待される。

[1]フレイルとは、「加齢により心身が老い衰えた状態」のこと。高齢者のフレイルは、生活の質を落とし、様々な合併症も引き起こす危険がある。一方、フレイルは、早く介入して対策を行うことで、元の健常な状態に戻る可能性がある。（出典：公益財団法人長寿科学振興財団「健康長寿ネット」）

[2] ＬＧＢＴ理解増進法においては、「ジェンダーアイデンティティとは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識」と定義されている。

2 各事業の進捗状況、これからの課題

＜基礎情報＞現行計画（第 3 次改定）の施策体系

章	節	項目
第 4 章 新たな支え合いをめざす ⇒ 地域のコーディネート	第 1 節 ネットワークをつなぐコーディネートのしくみづくり	1 地域福祉コーディネーター（仮称）の育成
	第 2 節 地域資源の発見と新たな支え合いの役割を担う地域へ	
第 5 章 地域の福祉課題に対応する ⇒「自助」、地域での「互助」のしくみの充実	第 1 節 「支援付き地域」づくり	
第 6 章 地域福祉を推進する公助の役割 ⇒ 公的対応、個別支援、地域・団体支援の充実	第 1 節 利用者本位（一体的で利用しやすい）のサービス提供体制の整備	1 相談窓口、コーディネート機能の強化 2 権利擁護体制、サービスの質の確保
	第 2 節 利用者への情報提供の充実	
	第 3 節 在宅療養の推進 ～在宅で医療を必要とする方の生活を支えるために～	
	（第 4 節 生活自立支援施策の充実） ※概念図のみ掲載	1 自立相談支援事業 2 連携に基づく事業推進の視点 3 人的支援体制の整備 4 生活困窮者支援の流れ
	第 5 節 災害時要援護者対策（東久留米市災害時要援護者避難支援計画）の推進	
	第 6 節 参加と交流の促進	1 社会参加の促進 2 交流の促進
	第 7 節 福祉のまちづくりの推進	

現行計画の振り返り／第４章 新たな支え合いをめざす

第１節 ネットワークをつなぐコーディネートのしくみづくり

■1 地域福祉コーディネーター(仮称)の育成

■主な取組と成果、これからの課題

- 平成 27 年 9 月に市西部地域に地域福祉コーディネーターを配置（市社会福祉協議会委託）し、行政やＮＰＯと地域福祉コーディネーターの連携はできた。
- 地域福祉コーディネーターと生活困窮相談支援員が協力して個別支援に取り組む体制ができた。
- 地域福祉コーディネーターの活動指標を作り、地域福祉コーディネーターを支援する体制を作ることを目指したが、活動指標を数値化することは難しく、活動件数を見える指標とした。その他、行動分類や連絡連携先を表とグラフで見える化した。
- モデル地域（試行事業）として弥生地区に「住みよいまち弥生」の組織を作り、住民の自主組織として運営できるようになった。
- 地域福祉コーディネーターの活動を西部地域以外に広げるよう検討したが、コロナ禍による活動制限及び検証の困難さ等により、試行実施の位置づけのままとなっている。
- ひきこもり相談を中心に個別支援は西部地域以外も対応した。

▲課題

- 市や地域福祉コーディネーターは、地域福祉コーディネーターの認知度を上げるとともに、住民同士の共助の取り組みの意識づけが必要となる。
- 住民と協働して個別支援ができるような仕組みはまだできていない。
- モデル地域に住民同士支え合いの組織を作り、住民主体の組織になるまで 5 年の年月がかかった。地域福祉コーディネーターは、今後、市全体に広げていくために人員を増やす必要がある。
- 複数地域に配置するには、地域福祉コーディネーターの人員確保、活動拠点、財源等が課題となる。

◆次期計画の視点（次の10年を見据えた新たな取組や必要な仕組みはあるか）

ネットワークをつなぐコーディネートのしくみづくりについて。

- 地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して様々な活動を行うことが努力義務とされる中、弥生地区のような取組が他地域に広がると、こうした活動の一助になる。（庁内）

課題⇒・地域福祉コーディネーターの認知度上げる
・住民同士の共助の取組の意識づけ
・住民と協働してできる個別支援の仕組み（住民主体となる組織になるまで５年間を要す）

・地域福祉コーディネーターの増員
・コーディネーターを配置する目標地区選定と数
以上何処まで具体的に計画できるか（木村委員）

〇課題として「住民同士の共助の取り組みの意識づけが必要となっている」、「住民と協働して個別支援ができるような仕組みはまだできていない」という点が挙げられています。弥生地区では福祉施設を会場とした住民懇談会を実施し、地域福祉コーディネーターを通じて福祉施設や民生児童委員とも連携して住民の活動を支えています。住民だけの共助である必要はなく、福祉施設・事業所等の関係機関とともに取組みをすすめていくことが大切になっていると考えられます。（森委員）

・弥生地区の効果検証を行い、他２地区への配置に対するエビデンスを整理する必要があるのではないか。（北川委員）
・弥生地区での効果が発揮できるまで５年掛かったように、地域づくりには中長期的な視点が必要。そのことを触れる必要があるのではないか。（北川委員）
・包括的支援体制の構築が課せられていることを踏まえ、生活困窮、高齢、児童、障害、地域福祉分野を包括するコーディネート機能が必要となることに触れるべきではないか。（北川委員）
・また、これらの分野の横断的な連携を図るために、関係構築会議のような場の必要性に触れるべきではないか。（北川委員）
・上記を踏まえ、今後の地域福祉 CO の役割の再構築の必要性に触れるべきではないか。（北川委員）

（地域福祉コーディネーターの新たな役割）・上記でも触れたとおり、包括的支援体制の構築に向けて、地域福祉 CO の役割、方向性を再整備する必要があるのではないか。今後も、各分野において地域を基盤にした取り組みや、他職種連携の取組みは必須としてますます求められる。その際に、全体の調整役、連携促進役、困難ケースに対する SV 役が必要になってくる。東部、中部への配置はもちろんのこと、中長期的な視点での新たな役割を整備する必要があるのではないか。（北川委員）

地域福祉コーディネーターの活動から「住みよいまち弥生」が自主組織として運営できるようになった点は非常に大きな意義があり、評価されることですが、「ひきこもり相談」にも対応したこと、住民と共同して個別支援できる仕組みができていないとの表記から、地域福祉コーディネーターの役割の方向性が「地域支援」なのか「個別支援」なのか定まらない印象を受けました。両方重要ではあるのですが、人員配置に課題がある現状においては東久留米における地域福祉コーディネーターのあり方について焦点化し、地域ネットワークとの連携を確立した上で周知に努める必要を感じました。（堀添委員）

（参考）アンケート等からの意見

団体調査報告書 36P／自治会に加入していても、つながりが少なく、関わろうとしない。役員のなり手不足。（宮本委員）

第２節　地域資源の発見と新たな支え合いの役割を担う地域へ

■主な取組と成果、これからの課題

- 地域活動団体と協力した事業推進に向け、地域福祉コーディネーターが中心となり、令和２年度から、ひきこもり家族会準備会を立ち上げ、令和５年度から、当事者と支援団体主体の家族会となった。
- コロナ禍で地域資源の発掘や各活動団体との連携が取れなかったが、できることから始めることとし、ひきこもり家族会の立ち上げと、フードパントリーの支援を行っている。
- 弥生地区の地域づくりの取組は東京都社会福祉協議会の取材を受け、「チームで取り組む地域共生社会づくり」という小冊子となった。
- 個別のモデル活動支援の検証を行い、活動の効果や課題克服のポイントなどを整理し、他地域での活動に広げていくため、市は平成30年２月に前期（平成27～29年度）の地域福祉コーディネーターの検証を行った。

▲課題

- 地域福祉コーディネーターと地域活動団体との連携が必要である。
- 中期（平成30年度）以降は、コロナ禍により活動できなかった期間も多くあったことから、地域福祉コーディネーターの検証が活動指標の確認に留まった。

◆次期計画の視点（次の10年を見据えた新たな取組や必要な仕組みはあるか）

地域資源の発見、新たな支え合いの役割を担う地域について。
・農林、環境、産業、交通など、従来の地域福祉分野が中心にそえてきた地域資源から、さらに拡充した分野への接点や関係づくり、協働事業の展開の必要性に触れるべきではないか。（北川委員）
各会議からの意見を整理する、とありますが、具体的にどのような会議なのかがわかりません。会議の構成が高齢分野などに偏りがある場合、社会的孤立、生活困窮、ひきこもり、虐待、ヤングケアラーなどの分野における新たな担い手がみえにくいかもしれません。「駄菓子屋かなん」「桂林荘」のような居場所づくりや「オナガハウス」のような福祉的機能を備えたコミュニティカフェなど、新たな活動も掬えるリサーチ方法が求められるのではないでしょうか。（堀添委員）
「地域福祉コーディネーター」だけが個別支援や地域支援を担うかのように読み取れてしまう。地域福祉コーディネーターも、地域で福祉課題に対応する中の機能の一つであると思う。第３次改定44ページの図からも、地域福祉コーディネーターのみが中心となって担っているように見えるが、一方で高齢者福祉からみると、全く同じ図の中心に地域包括支援センターが記載されている。「地域福祉コーディネーター」に特化してしまうと、偏った計画になってしまうのではないかと思う。２ページキに記載されたように、第４次計画は、「重層的支援体制整備事業の制度を踏まえ、各取り組みを一体的に推進する」ことを念頭

に置くべきと考える。（初鹿委員）
「重層的支援体制整備事業」に関して東久留米市の方針も明示していただきたいです。（堀添委員）
（地域の活性化に向けて）東久留米市も市政50年が経っており、それぞれの地域での取り組みがなされているのではないかと思う。例えば、委員の南沢の取り組み、氷川台自治会の取り組みなど、そうした地域の小さな取り組みでもいいから拾い上げていく作業も必要ではないか。（磯部委員） また資料Ⅰの連携が必要と考えるアンケートでも管理組合や学校、福祉施設、行政等々市民目線で考えるとさまざま社会資源があり、その社会支援を軸に地域を活性化することができるのではないか。（磯部委員）
（地域資源の発見）関係団体調査結果報告書の中に、「活動の中で相談を受けた時、どこにつなげばよいかわからない」、との記載があったが、様々な資源がわかり、つなげるため、課題別に地域資源の整理ができないだろうか。（初鹿委員） また、①地域での身近な見守りのための講座（例）「ご近所さんに、無関心でなく、押し付けがましくない、お付き合いとは」、②虐待に関する講座（専門職は学ぶことが多いが、市民を対象にした講演会の開催）など、コロナ禍で後退してしまった「お互い様の支え合い」を回復するための再認識のきっかけとなる仕掛けが必要だと思う。（初鹿委員） ③バリアフリーマップを作り、市内全域に配布できるようにする。相談窓口も記載する。（初鹿委員）
（次の10年を見据えた新たな取組）〇価値の多様化や違いを認め合う社会の形成が求められていることが記載されています。近年、若年層は学校等でSDG‘sの学びも深めており、誰も取り残さない、誰もが貢献できる、持続可能な地域社会という視点で地域に目を向ける若年層が増えていくと思われます。若い世代が地域の活動に関心をもちつなげられるようなことが必要になると思われます。（森委員）

（参考）アンケート等からの意見

団体調査報告書13～16P／「困っている課題に対する取り組み」孤立、引きこもりを防ぐための支援、居場所作り、ちょっとした相談ができる場→現在行われている施策や民間の活動が、当事者に伝わっていないように感じられる。前述のバリアフリーマップが活用できるかわからないが、地域資源の周知は必要だと思う。（初鹿委員）
団体調査報告書 15P 二段目／地域への支え合いを推進していくには、現在ある社会資源の見直しや評価をすること（具体的には、町会、自治会、民生委員さんなど）が必要と思われます。（水澤委員）

現行計画の振り返り／ 第５章 地域の福祉課題に対応する

第１節 「支援付き地域」づくり

■主な取組と成果、これからの課題

- 地域福祉コーディネーターは地域づくり活動を通して、地域（住民や団体）で担うこと、行政や専門機関等の公的な対応で担うことを「しくみ」として定着を図っている。
- モデル地区（弥生地区）では住民が対応できる仕組みが整いつつある。

▲課題

- モデル地区では地域福祉コーディネーターが主体となり、地域づくりを進めていったが、今後、住民主体となり、地域づくりを進めていく意識の醸成が必要。

◆次期計画の視点（次の10年を見据えた新たな取組や必要な仕組みはあるか）

「支援付き地域」づくりについて。
・「住民意識の醸成」の明確化が前提として必要。醸成されるまでに必要なプロセス、働きかけ、マネジメントを整理したうえで、弥生地区での更なる深化、他地区への波及に触れるべきではないか。（北川委員）
○「住民主体となり、地域づくりを進めていく意識の醸成が必要」と課題が示されていますが、「住民主体」の意義として地域で暮らす住民のニーズを住民が主体的に声を出すことを基本にすることが大切と思われます。かつ、その解決は住民だけで解決しなければならないのではなく、また、専門機関だけで解決することなく、協働した地域づくりをすすめていく視点が必要と考えられます。（森委員） ○「圏域の設定」は、他の区市町村でも同じ圏域内で関係機関が協働するうえで有効になっていると思われます。そこに多世代が交流できる拠点を設けたり、圏域にアウトリーチできる地域福祉コーディネーターを着実に配置していくことが今後大切になると考えます。（森委員）

（参考）アンケート等からの意見

団体調査報告書 11P／社会的孤立から課題が深刻化しているケースが多いと感じます。「繋いでいく先が見当たらないケースも多い」「どこに相談したらよいのかわからない」「行政に繋がりづらい人々が様々な世代にいらっしゃる」等はどの課題にも共通する事項ではないでしょうか。（堀添委員）
団体調査報告書 13P／地域で困っている課題への取り組みやサービスのアイデアとして、「孤立・ひきこもりを防ぐための支援」「居場所づくり」「ちょっとした相談ができる場」が上位を占めています。新たな制度や場を創設することも大切ですが、既存の制度やサービス、様々な地域活動をつなぐネットワークでカバーできる部分もあるでしょう。地域連携ネットワークの構築に向けた視点を地域福祉計画に盛り込む必要を感じます。（堀添委員）

「支援付き」の地域づくり　　※現行計画 P44 記載

地域包括ケアシステムは、支援を必要とする対象者が、施設という特定の「点」の中で生活に必要なあらゆる支援を受けるという発想から転換し、地域の社会資源を十分に活用し、日常生活圏という「面」の中で支援を届けていくものである。今後は、ニーズに応じたサービスをより効率的に提供できるよう、地域の中に支援機能をバランスよく配置し、システム化していくことが重要である。言い換えれば、施設サービスの持つ機能を展開しながら、いわば「支援付きの地域」の実現を目指すことが、地域包括ケアシステム構築の目的と言っていい。

ただし、施設の機能を単に地域に置き換えるだけでは不十分である。「支援付き地域」では、施設のようにサービスの提供者と受け手が明確に分かれた状態ではなく、地域住民は支え手にも支えられる側にもなりうる。その実現には、住民の主体的な参加が前提となり、行政には、適切な圏域を設定し、民間とのパートナーシップの中で全体をマネジメントしていくことが求められる。

（東京都社会福祉審議会第 19 期意見具申より抜粋）

現行計画の振り返り／ 第６章 地域福祉を推進する公助の役割

第１節 利用者本位(一体的で利用しやすい)のサービス提供体制の整備

■1 相談窓口、コーディネート機能の強化

■主な取組と成果、これからの課題

- 地域福祉コーディネーターによる個別支援は、西部地域だけでなく、市内全域からひきこもり等の相談に応じ、専門機関につなげるなどの対応を行っている。

▲課題

- コロナ禍で思うように活動できず、活動の検証も困難であったこと等から、地域福祉コーディネーターの配置拡大ができなかった。
- 複数地域に配置するには、地域福祉コーディネーターの人員確保、活動拠点、財源等が課題となる。

■2 権利擁護体制、サービスの質の確保

■主な取組と成果、これからの課題

- 市は、成年後見制度中核機関運営事業を委託している市社会福祉協議会と連携し、次のことを行っている。
  - ○市社会福祉協議会に苦情対応機関を設置。
  - ○（周知、ＰＲ）市社会福祉協議会により、成年後見制度の周知として、専門職を講師とした市民向け説明会を開催。
  - ○（利用促進）市と市社会福祉協議会等が連携し、支援が必要な人に対する市長申立や親族申立の支援。
  - ○（市民後見人の養成等）市社会福祉協議会は、隔年で市民後見人の養成を実施。市民後見人が受任した場合は成年後見監督人となっている。
  - ○相談件数の増加に伴い、市社会福祉協議会において体制の強化を図った。

▲課題

- 今後も需要は増えていくと考えられる中、新たな体制の整備が必要となってくる可能性がある。

◆次期計画の視点（次の10年を見据えた新たな取組や必要な仕組みはあるか）

相談窓口、コーディネート機能の強化、権利擁護体制、サービスの質の確保について
・地域福祉 CO もその一つであるが、包括的相談体制、窓口は、全分野において求められる機能であり、どこか一つの窓口が一括して担うものではない。従ってどの分野からでも必要な分野につながることのできる相談体制の構築に触れるべきではないか。（北川委員）
各分野で相談支援が行われているが、「専門機関につなげるなどの対応」について具体的な事例があるとわかりやすい。（磯部委員）

福祉サービスのより良い活用方法を考えた時、児童、障害、高齢など、相談窓口の一本化が必要だと思われます。それぞれの専門職が共同で対処できるように力を付けていくこと。（水澤委員）
権利擁護だけでなく虐待防止についてもしっかり触れていくことが大切ではないか。（磯部委員）
・引き続き、成年後見制度の利用促進、市民後見人等の養成は地道に取り組む必要があると思われる。一方、本制度の利用者や市民後見人の評価検証を行う必要があるのではないか。（北川委員）

（参考）アンケート等からの意見

※審議会意見なし

（事務局補足）

市民調査／

・多くの市民は、気心の知れた人に相談する傾向が強い。

・相談先に市役所や社会福祉協議会を挙げる人は多くない。

・相談先がわからない困りごとが「ある」は１割近く。中でも、病気で寝たきりの人がいる世帯、生きづらさを感じている人がいる世帯、地域に愛着をまったく感じない人の「ある」割合が多い。

・困りごとは、「家族・親族間の人間関係（虐待、ひきこもりなどを含む）」、「子育て、看病、介護などの問題」等が挙げられている。「収入、就労の問題」は多くの属性に共通する。

関係団体調査／

・対応できない困りごとに、「孤独・孤立」、「ひきこもり」が上位に挙げられた。

第２節　利用者への情報提供の充実

■主な取組と成果、これからの課題

- 市は、ホームページ等によるインターネットで福祉情報の提供を行っている。
- 地区センターの指定管理者である市社会福祉協議会が高齢者向けのスマホ教室を開催するなど、デジタルデバイド対策を実施している。

▲課題

- インターネット等情報ツールの活用・普及を検討していく。

◆次期計画の視点（次の10年を見据えた新たな取組や必要な仕組みはあるか）

(利用者への)情報提供について。
デジタル化への対応も大切だが、お年寄りにはこれまでの既存のツールも同時に提供していくことも大切。(磯部委員)

（参考）アンケート等からの意見

※審議会意見なし

（事務局補足）

市民調査／

・　市の福祉（サービス）に関する知識や情報の入手方法は、市広報「ひがしくるめ」やパンフレットが多い。

・　多くの市民がスマートフォン、パソコン等を使用している。

第３節　在宅療養の推進　在宅で医療を必要とする方の生活を支えるために～

■主な取組と成果　、これからの課題

- 障害者の日常生活を補助し、費用を軽減する目的で、たん吸引器やストマ用装具等の購入及び修理費を支給しており、障害者手帳取得時等の制度説明を充実させた。
- 市は東久留米市在宅医療・介護連携推進協議会を設置し、次の取組を行っている。
  〇地域の医療・介護の資源の把握
  〇在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
  〇医療・介護関係者の研修
  〇地域住民への普及啓発
- 同協議会は年３回開催し、「医療・介護関係者の情報共有（ＩＣＴ等）」と「切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築」の専門部会、多職種研修の開催により、介護・医療関係者の連携を図っている。
- 市は、東久留米市在宅療養相談窓口を設置（東久留米市白十字訪問看護ステーションへ委託）し、市民及び関係者の相談に応じる体制の充実を図った。
- 東久留米市在宅療養ガイドブック作成配布（市公式サイト掲載）、在宅療養シンポジウムの実施（毎年開催）など、啓発活動を実施している。

▲課題

- （記載なし）

◆次期計画の視点（次の10年を見据えた新たな取組や必要な仕組みはあるか）

在宅で医療を必要とする方の生活を支える体制について。
障害者の所得はほとんどが親の保護によるところが大きいため、ストマのように日常的に必要な装具については、身体障害者手帳保持者に限定せず、「サービス等利用計画」で取り上げることで対象になるよう検討が必要。（磯部委員）

（参考）アンケート等からの意見

※審議会意見なし

（事務局補足）　調査項目なし

第４節 生活自立支援施策の充実

■1 自立相談支援事業

■主な取組と成果、これからの課題

- 生活困窮者の自立を支える地域づくりを目指し、生活困窮者自立支援法施行当初より、自立相談支援事業及び住居確保給付金事業を主任相談支援員、相談支援員及び就労支援員を設置して相談者のニーズに対応している。
- ハローワークを活用した就労支援、就職後の定着支援を行っている。
- 生活困窮者自立支援事業と各相談支援機関と連携し、生活再建を実施している。
- 市で子どもの学習支援事業を実施し、子どもの自立の一助となっている。
- 任意事業のうち未実施である就労準備支援事業や家計相談支援事業等については自立相談支援事業で補完している。

▲課題

- 生活困窮者の早期把握や見守りを行う関係機関・関係者のネットワークの構築、包括的な支援策の検討、生活困窮者の社会参加や就労の場を広げる必要がある。

■2 連携に基づく事業推進の視点

■主な取組と成果、これからの課題

- 生活困窮者を多様なルートから早期発見し、相談支援につなげる関係機関同士の連携を進めた。主な取組は次の通り。
- 生活保護法に基づく面接相談員、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援員との相談支援検討会を原則月１回開催し、生活保護相談のケース情報を共有している。
- 地域住民の身近な相談先である民生委員と自立相談支援機関との連携、公共料金等の滞納解消や多重債務者相談窓口との連携、地域包括支援センターと自立相談支援機関との連携等を進めた。
- 保健師がメンタルヘルス関連の研修やゲートキーパー養成講座に参加し、相談者へのアセスメント力の向上を図った。
- 令和元年度に各相談窓口による庁内情報共有会議を開催し、コロナ禍初期から庁内で連携した対応を実施できた。
- 学校教諭、スクールソーシャルワーカー等から自立相談支援機関につながるケースがあった。令和６年度設置予定の「こども家庭センター」との連携も進める。

▲課題

- コロナ禍で表面化したひきこもりや 8050 問題への長期的な支援、不登校、ヤングケアラー等のこどもや家族の支援が必要になる。
- 相談者の精神状態や疾患などに応じたつなぎ支援を行うことが課題である。
- 庁内や関係機関との連携やネットワーク化、協力体制の深化を図る必要がある。
- 任意事業の実施について検討が必要である。

- 相談員に求められるマルチスキルの獲得や向上が必要である。

■3 人的支援体制の整備

■主な取組と成果、これからの課題

- 自立相談支援事業・住居確保給付金事業にあたり、計画通り、主任相談支援員、相談支援員及び就労支援員を配置した。
- コロナ禍で住居確保給付金が事業拡大されて以降、相談件数が飛躍的に伸び、現在も相談数が高止まりの状況である。これを機に自立相談支援事業にかかる相談体制を強化して業務を運営している。

▲課題

- 生活困窮者が抱えている複雑化、複合化した様々な生活課題に関する相談を包括的に受け止め、社会的孤独、孤立防止の観点をもち支援を行っていく必要がある。

◆次期計画の視点（次の10年を見据えた新たな取組や必要な仕組みはあるか）

生活自立支援施策について。

- 家庭に起因する不登校が増加しており、スクールソーシャルワーカー（SSW）のニーズが拡大している。障害や貧困により養育力に課題を抱える保護者支援に向けて、学校とその他の一層の連携が必要になる。（庁内）
- ひきこもりや 8050 問題、不登校、ヤングケアラー等のほか、今後の社会情勢から社会的孤独、孤立的な生活課題等の潜在的なニーズを有する人々からの相談内容に応じて、多機関の協働による包括的な相談支援体制の中で、適切なつなぎ支援を行っていく。そのため、国の新しい重層的支援体制整備事業（令和 2 年社会福祉法改正で創設）の活用も含め、既存の地域資源を活かす視点と、不足している部分を補うことのできる仕組みを検討する。（庁内）

（自立相談支援事業）・生活困窮者に対するスティグマはいまだ根強く、それにより、困窮者が声を上げられない、自己肯定感の低下を連鎖させている。生活困窮に陥る構造や現状などを理解する機会が必要ではないか。自立を支える地域づくりとして、土台、基盤を構築することの必要性に触れるべきではないか。（北川委員）

（連携に基づく事業推進の視点）・相談に上がる前の段階の取組みが重要であり、困窮事業ではない、従来の福祉専門領域、民生、商工、地域など多様な分野との困窮事前支援対策を共有できる取り組みの必要性に触れるべきではないか。（北川委員）

「孤立・孤独支援法」への、自治体の努力義務が必要であり、その取り組みに関して検討する部署を明確にすべきではないでしょうか。（堀添委員）

（参考）アンケート等からの意見

- 関係団体調査結果報告書（Ｐ８）の設問から「孤独・孤立」「ひきこもり」の割合が高く、以下の「子育て」「ゴミ屋敷」「適切な相談先が見つからない」「公的な制度の対象にならない」「家族介護」「虐待」などもそれに付随し複合化した課題であるように思われます。（堀添委員）
- 団体調査報告書 19P／複雑化している福祉問題に対処するには、ア～ナの機関・団体が顔が見えるコミュニケーションの推進を図っていくことが必要と思われます。（水澤委員）
- 団体調査報告書 17P／このアンケートは、地域福祉を担っている方々に行ったものと思われる。その中で、P17 の連携について、個別の割合はそれぞれ数値化されているが、縦の計を足していくと「かなりできている」が 10%、「ややできている」が 23%、「あまりできていない」が 24.5%「できていない」32.3%となった。パーセントでの合計なので正確ではない。しかし、地域福祉の担い手の方々が連携について「あまりできていない」「できていない」の計が 56.8%の回答を考えると連携について具体的に考えていかなければならないのではないか。P16 の要望の中にもあったように自治会に任せるだけでなく、市としてのかかわり方も大事ではないだろうか。（視点が違っていたらすいません）（磯部委員）

第５節　災害時要援護者対策(東久留米市災害時要援護者避難支援計画)の推進

■主な取組と成果、これからの課題

- 災害時要援護者及び避難行動要支援者への避難支援体制の整備を図るため、災害時要援護者登録名簿を随時更新している。令和５年 11 月末時点登録者 815 人。
- 避難行動要支援者の避難支援体制の整備に向け、庁内委員会を令和５年３月に設置し、検討を進めている。
- 東久留米市災害時要援護者避難支援計画は、東久留米市避難行動要支援者避難支援計画に改める予定（令和６年２月予定）である。(次期計画では「避難行動要支援者対策（東久留米市避難行動要支援者避難支援計画)」となる)。

▲課題

- 令和６年度からは、上記計画に基づき、避難行動要支援者名簿を平常時からの外部提供ができるよう避難行動要支援者本人より同意の取得を進める。外部提供に係る同意が得られた方については、災害時の安否確認や避難支援等を速やかにするため、市と協定を締結した避難支援等関係者へ平常時から名簿情報を提供する。
- 名簿の提供にあたっては、個人情報の情報漏えいを防止するため、必要事項を定めた協定書を提供先と取り交わす必要がある。

◆次期計画の視点（次の10年を見据えた新たな取組や必要な仕組みはあるか）

災害時要援護者対策について。

- 避難行動要支援者一人ひとりの状況に応じて適切に避難誘導等ができるよう、関係機関などと連携して個別避難計画の作成を進めていく。(庁内)

・今回の能登半島地震でも福祉避難所が機能していないことは課題としてあがっている。避難誘導後（ダイレクトに福祉避難所へ行くケースもあるが)、避難所生活から、福祉避難所への異動、その後の生活に対する視点を盛り込み、その認知、福祉避難所の具体的整備について触れるべきではないか。（北川委員）

〇令和６年１月に発生した能登半島地震では、災害時に要配慮者がこれまで暮らしてきた地域を離れて避難することも多くみられます。中には親族等を頼って自主避難するようなこともあります。避難行動に支援を着実に行うとともに、避難後に改めて生活を再建していくことを支援していくことが大切になると思われます。（森委員）

現行計画は避難支援のみなので避難所運営支援も加えてほしい。地域住民の役割も明記されていると協力しやすい。（宮本委員）

（避難者名簿の外部提供）同意についてぜひ行って欲しい。手上げ方式ではなく、訪問等で実態把握も含めてやって欲しい。災害について、広域の考え方も必要。東京都の防災計画、埼玉県の防災計画も視野に入れた対策を。（磯部委員）

（参考）アンケート等からの意見

団体調査報告書 36P／自主防災組織を作り、支援を受けたい。（宮本委員）

（事務局補足）

・市民調査／市民の７割強は災害への何らかの備えをしており、また、地域防災活動に協力する意識を持っている。一方、災害への備えを「特にしていない」人もいる。

・関係団体調査／緊急時に助け合うことはある。しかし、迷惑をかけたくないという理由で助けを頼めない人もいる。自主防災組織がないことは課題である。

第６節　参加と交流の促進

■1　社会参加の促進

■主な取組と成果、これからの課題

- 就労の促進に向け、就労支援事業、雇用促進パネル展の実施、市役所における職場体験受け入れにより、障害者の就労を促進している。
- 障害者地域生活支援センターにおいて、創作・文化活動・フットサル大会等、学習活動やレクリエーション活動を実施し、障害者の自立支援と地域交流を図っている。
- 生涯学習団体、ＮＰＯ法人、指定管理者等と市民が連携し、それを市が応援していく体制づくりを進めている。市立生涯学習センターでは、市民が年間を通して生涯学習活動に利用すると同時に、施設指定管理者によるコンサートなどの自主事業、市教育委員会による生涯学習事業をＮＰＯ法人東久留米市文化協会と協働で行っている。
- スポーツを安全・安心に行うことができるよう、各施設の適正な管理運営、指導員や団体の運営に携わる人材の確保・育成を推進している。市スポーツセンター・ＮＰＯ法人東久留米市体育協会を通してスポーツ教室事業等を実施している。また、スポーツ推進委員とともに障害者スポーツを実施している。

▲課題

- 感染症の状況を注視しながら、指定管理者と協力した運営により、市の生涯学習の中核として市民に生涯学習の機会を提供していく必要がある。
- 障害の有無、年齢、性別を問わず、誰もが楽しめるスポーツが実施できる場を提供していく必要がある。

■2　交流の促進

■主な取組と成果、これからの課題

- 地域の新たなつながりづくりを進めるため、地域福祉コーディネーターとともに、モデル地区（弥生）にある社会福祉法人の施設を借りて秋祭りを開催し、こどもから高齢者まで交流できる機会を作った。現在は住民の自主組織として秋祭りを開催している。

▲課題

- モデル地区は地域福祉コーディネーターが主体となり、新たな組織を立ち上げたが、今後は、住民が主体となって立ち上げていくような意識の醸成が必要。

◆次期計画の視点（次の10年を見据えた新たな取組や必要な仕組みはあるか）

社会参加、交流の促進について。
これは、「めるくま～る」の事業であれば、精神の方を対象としている「さいわい福祉センター」は「障害者地域自立生活支援センター」となっているため、記述は正確にしたほうがいいと思われる。また、「青年・成人期の余暇活動について」は東久留米市の障害福祉計画でも取り上げられており、まだ道筋が出来ていない状況。（磯部委員）
（市役所における職場体験受け入れについて）実習が障害福祉課以外の部署に広がっていないこと、実習後に短時間雇用にステップアップする等の見通しがないことが課題だと思われます。商工会で「令和の内職」として中小企業の人材不足解消などを目的として軽作業などの仕事の切り出しを行っていること、地域のコミュニティカフェ（カフェ欅、オナガハウス、ユアビッグファミリー等）が障害者の実習を受け入れていることなども掌握していただきたいです。（堀添委員）
地域の人と人をつないでいくには、子供や大人、高齢者など共通するキーワードのもと、つないでいくことが大事だと考えます。現状でのキーワードは「災害」だと思います。（水澤委員）
居場所づくり。隣近所との結びつきが希薄になりつつある今、地域での居場所づくりが求められている。世代を超えた人々が集まり、会話や作業などを通じて気持ちが解放されたり。困りごとのヒントを得たりと、元気な地域づくりに役立っていると思われるが、会場の確保が難しい。個人宅の提供では限界があるので、下里小などの公共施設の開放をしてほしい。（宮本委員）

（参考）アンケート等からの意見

※審議会意見なし （事務局補足） ・市民調査／よく利用する場所は、「商業施設（スーパーやコンビニなど）」、「カフェ（喫茶店）、レストラン、飲食店」、「公園」等。 ・関係団体調査／自治会・町内会の解散を耳にしている。向こう三軒両隣のような意識を向上させる手立てが必要である。

第７節　福祉のまちづくりの推進

■主な取組と成果　、これからの課題

- 道路について、全ての人が安全で快適に歩行・移動ができるよう、歩車道の分離、歩道の平坦性や有効幅員の確保等のバリアフリー化に取り組んだ。
- 上の原土地区画整理事業において、公共施設と宅地の一体的な整備の面的実施や、土地利用の改善を誘導した。
- 建築物、道路、公園等の新設または改修の際に、東京都福祉のまちづくり条例の整備基準に適合した整備を図るとともに、整備後の現地確認も行った。

▲課題

- バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化について引き続き推進する必要がある。

◆次期計画の視点（次の10年を見据えた新たな取組や必要な仕組みはあるか）

福祉のまちづくりについて。
③バリアフリーマップを作り、市内全域に配布できるようにする。相談窓口も記載する。
（初鹿委員　再掲）

（参考）アンケート等からの意見

団体調査報告書 13~16P／「困っている課題に対する取り組み」孤立、引きこもりを防ぐための支援、居場所作り、ちょっとした相談ができる場→現在行われている施策や民間の活動が、当事者に伝わっていないように感じられる。前述のバリアフリーマップが活用できるかわからないが、地域資源の周知は必要だと思う。（初鹿委員　再掲）

＃これからの地域福祉及び計画推進に関するご意見

・各計画に「地域福祉」の視点を	・障害、児童、高齢、生活困窮、防災など、各種分野でも地域住民の協力や、地域生活を支えるための働きかけが求められているので、各種計画、分野共通でもつ視点を整理する必要があるのではないかと感じた。（北川委員）
福祉のまちづくり	「種をまく人は多いが、育てる人は少ない」と云われているが、目標だけでなく少しでも実現させ結果を確認して行きたい。そのためにPDCAを回す仕組みも同時に考えておく必要があると思われる。（木村委員）
なし	また、次期計画を推進するにあたり、施策実効性を高めるために定期的に施策・事業の進捗状況を確認し、評価することが重要です。普及推進委員会などを発足し、年１回以上の検討機会を設け、次年度以降の事業実施に活かしていく必要があると考えます。（堀添委員）
なし	社会構造の変化から複雑化・複合化する課題の洗い出しと仕分けのために、関係団体調査を新しい地域共生社会の担い手（コミュニティカフェ、NPO法人、助産師会など）にも追加アンケートをお願いします。（堀添委員）

3 次期計画(第4次改定)で新設する事項

今後の計画策定過程で検討

①再犯防止推進計画

再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条第 1 項では、都道府県及び市町村は、国の再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定めるよう努めなければならないとされています。

②成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第 1 項では、「市町村の講ずる措置」として、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされています。

＜基礎情報＞地域福祉計画の位置付け、盛り込む内容

社会福祉法第百七条　市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

国の市町村地域福祉計画の策定ガイドライン R3.3

107 条	主な内容(抜粋　※内容は市町村任意)	
一　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項	・様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保 ・就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方 ・制度の狭間の課題への対応の在り方 ・生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制	・居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方 ・高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方 ・地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
二　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項	・支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立	・利用者の権利擁護 ・避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策
三　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項	・民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援	・社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進
四　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項	・地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援	・地域福祉を推進する人材の養成
五　地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項	・「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備 ・「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備	・多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築